

長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請説明書 新旧対照表

変更後（令和6年度版）	変更前（令和5年度版）
<p>令和6年度の主な変更内容</p> <p>1. 工事成績評定の平均点について、長崎県発注工事と九州地方整備局発注工事の工事成績の丸めを追記しました。(P.1~4)</p> <p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の「①工事成績の評定」に工事種別を選択し①-1に平均点（長崎県の成績評定は小数第一位切り捨て、九地整の成績評定は小数第二位切り捨て）、①-2に件数を記載する。 <p>2. 優秀工事表彰の申請について、県が把握している表彰実績を活用する場合と活用しない場合の選択制に変更しました。なお、県で把握できない九州地方整備局の表彰実績はこれまでどおり表彰状やコリンズの写しを求めます。(P4~5)</p> <p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が把握している表彰実績により評価するため入力不要とする。（「活用する」を選択すること） 専門業種用についても同様に入力不要とする。 九州地方整備局の優秀工事表彰を申請する場合は、「活用しない」を選択し、表彰状の写しを申請書に添付すること。 九州地方整備局の優秀工事表彰を共同企業体で申請する場合は、表彰状の写しの他にコリンズの写しを提出すること。 九州地方整備局の表彰実績を申請する場合は、局長表彰は知事表彰を選択し、事務所長表彰は機関長表彰を選択すること。 <p>③注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀工事表彰の実績がある場合は、申請書の②-1に知事表彰または機関長表彰を県が入力する。（九州地方整備局の表彰の場合は、知事表彰または機関長表彰を選択すること） 建築一式工事で表彰実績がある場合は、申請書の②-2の建築一式工事の欄に表彰の種類を県が入力する。（申請書の②-1の表彰と重複する場合有り） 解体工事及び浮栈橋工事についても、建築一式工事と同様、県が入力する。 	<p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の「①工事成績の評定」に工事種別を選択し①-1に平均点、①-2に件数を記載。 <p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の「②優秀工事表彰」の②-1の欄で「知事」又は「機関長」を選択 「建築一式工事」、「解体工事」、「浮栈橋工事」の総合評価は、同一工事で評価するため、表彰実績は②-2の欄で「知事」又は「機関長」を選択 表彰状の写しを申請書に添付して提出すること。 共同企業体の場合、表彰状の写しの他にコリンズの写しを提出すること。 <p>③注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀工事表彰の実績がある場合は、申請書の②-1に知事表彰または機関長表彰を選択 建築一式工事で表彰実績がある場合は、申請書の②-2の建築一式工事の欄に表彰の種類を選択する。申請書の②-1の表彰と重複しても構わない。 解体工事で表彰実績がある場合は、申請書の②-2の解体工事の欄に表彰の種

変更後（令和6年度版）	変更前（令和5年度版）
<p>[例] 土木一式工事と建築一式工事で表彰の実績がある場合の<u>評価の考え方</u></p> <p>(1)(2) 省略</p> <ul style="list-style-type: none"> 削除 <p>3. 継続的専門能力啓発システム（CPDS/建築CPD）の申請方法について、県（監理課）に提出した主観点データを審査に活用する場合と活用しない場合の選択制に変更しました。なお、総合評価においては従業員も含めた学習単位での申請が可能です。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策に伴う緩和措置を廃止しました。（P.6～7）</p> <p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 県（監理課）に提出した主観点データにより評価する場合は入力不要とする。（「活用する」を選択すること） 主観点データは土木工事業と建築工事業にのみ有資格者の学習単位を求めているため、土木や建築以外を生業にした企業や、総合評価に必要な学習単位を有さない企業については、「活用しない」を選択し、別途、申請書③-1にCPDSのユニット数、③-2に建築CPDの単位数を記載すること。 総合評価においては、従業員も含めた学習単位で申請可能とする。 <p>③注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象期間の学習履歴証明書を申請書に添付して提出すること。 学習履歴証明書に記載されている集計期間が対象期間と異なる場合は、対象期間内の学習履歴証明書を併せて提出すること。ただし、学習履歴証明書に記載されている集計期間が対象期間の範囲内の場合においては、学習履歴証明書の提出は不要とする。 削除 	<p><u>類を選択する。申請書の②-1の表彰と重複しても構わない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 浮き桟橋工事で表彰実績がある場合は、申請書の②-2の浮き桟橋工事の欄に表彰の種類を選択する。申請書の②-1の表彰と重複しても構わない。 <p>(例) 土木一式工事と建築一式工事で表彰の実績がある場合の記載例</p> <p>(1)(2) 省略</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州地方整備局の表彰実績を申請する場合は、局長表彰は知事表彰を選択し、事務所長表彰は機関長表彰をする。 <p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書③-1にCPDSのユニット数、③-2に建築CPDの単位数を記載 <ul style="list-style-type: none"> 対象期間の学習履歴証明書を申請書に添付して提出すること。 学習履歴証明書に記載されている集計期間が対象期間と異なる場合は、対象期間内の学習履歴証明書を併せて提出すること。ただし、学習履歴証明書に記載されている集計期間が対象期間の範囲内の場合においては、学習履歴証明書の提出は不要とする。 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う緩和措置の対象期間で申請する場合の提出書類については、以下のいずれかの資料を添付 <ul style="list-style-type: none"> 対象期間の学習履歴証明書 令和2年度の総合評価にかかる事前申請で、CPDS（建築CPD）を登録している場合は、事前審査結果通知書の写し

変更後（令和6年度版）	変更前（令和5年度版）
<p>4. 従業員数について、これまでは県（監理課）に提出された主観点データを利用し、事前審査の対象外としておりましたが、主観点データを提出していない企業の事前審査制度活用のため、今回、事前審査の対象に追加しました。（P.6～7）</p> <p>4. 従業員数【第1回申請又は遅滞申請の登録項目】</p> <p>①従業員数の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日の属する年度の前年度に、法第11条の規定に基づき提出した変更届出書の使用人数で評価する。 <p>②申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県（監理課）に提出（報告）した主観点データにより評価する場合は入力不要とする。（「活用する」を選択すること） ・県提出の主観点データがない場合は、「活用しない」を選択し、変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式4号使用人数の写しを提出すること。ただし、当該年度に使用人数の変更が無かった場合は、使用人数の変更を行った最新の変更届出書を提出すること。 <p>6. 管内の施工実績について、管内を跨ぐ公共工事の実績の取り扱いを追記しました。（P.8～11）</p> <p>【様式3-2を提出する総合評価の対象工事】</p> <p>〔例2〕実績の考え方</p> <p>ウ) 電気工事の総合評価の場合、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）、国、市町、特殊法人等が発注した最終請負金額2,500万円以上の舗装工事や土木一式工事の実績も評価の対象になる。</p> <p>エ) 管工事の総合評価の場合、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）、国、市町、特殊法人等が発注した最終請負金額2,500万円以上の電気工事、建築一式工事の実績も評価の対象になる。</p> <p>オ) 管内を跨ぐ公共工事の実績については、この事前審査制度を活用する場合のみ実績としてカウントできるものとし、施工区域の中の一つの管内を選択し実績とすることができる。（事前審査制度を活用しない場合は、管内を跨ぐ公共工事を実績として評価しない）</p>	<p>4. 追加</p> <p>① 追加</p> <p>② 追加</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気工事の総合評価の場合、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）、国、市町、特殊法人等が発注した最終請負金額2,500万円以上の舗装工事や土木一式工事の実績も評価の対象になる。 ・管工事の総合評価の場合、長崎県（県警、県立大学法人、公社等を含む）、国、市町、特殊法人等が発注した最終請負金額2,500万円以上の電気工事、建築一式工事の実績も評価の対象になる。 ・追加

変更後（令和6年度版）	変更前（令和5年度版）
<p>7. 社会貢献活動Aの清掃美化活動について、活動団体を企業名以外で登録した場合の取り扱いを追加しました。（P.11～12）</p> <p>①公共施設の清掃美化活動の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日属する年度の前年度の活動実績とする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。また、当該企業名で登録されていない場合でも、活動実績報告等の提出資料で企業名が確認できる場合は対象とする。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名での登録ができない場合は、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。 <p>9. その他 事前審査登録の注意事項に、添付資料に関する追記と県の登録データを活用する「優秀工事表彰」「CPDS/建築CPD」「従業員数」の県登録データに相違がある場合の取り扱いを追加しました。（P.14）</p> <p>○事前審査登録の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 申請があった項目については、添付資料により確認後、県のデータベースに登録を行います。が、<u>コリンズの写しやアダプト決定通知、愛護団体登録通知書等の添付資料に不備があり、再提出を求める事案が多く散見されています。添付資料等に不備がある場合は、評価しないことがあります</u>ので、よく確認して間違いが無いように注意してください。 3) 「工事成績の評定」、「施工実績件数」、「年度平均完成工事高」については県データと照合を行い、申請データと異なる場合は県担当者から申請者へ連絡し、相互にデータの確認した後に登録を行います。 4) <u>長崎県建設工事入札参加資格審査に係る土木部監理課の確認データ並びに県の優秀工事表彰実績を活用する場合は、県が「CPDS」、「従業員数」、「優秀工事表彰」の入力を行います。</u> 5) 審査結果については、各申請後に登録した内容を記載した「事前審査結果通知書」を郵送します。<u>登録データに相違がある場合は、県担当者に連絡をお願いします。</u> 	<p>①公共施設の清掃美化活動の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日属する年度の前年度の活動実績とする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名での登録ができない場合は、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。 <p>○事前審査登録の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省略 2. 申請があった項目については、添付資料により確認後、県のデータベースに登録を行います。添付資料等に不備がある場合は、<u>評価されないことがあります</u>ので、よく確認して間違いが無いように注意してください。 <p>ただし、「工事成績の評定」、「施工実績件数」、「年度平均完成工事高」については県データと照合を行い、申請データと異なる場合は県担当者から申請者へ連絡し、相互にデータの確認した後に登録を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 審査結果については、各申請後に登録した内容を記載した「事前審査結果通知書」を郵送します。<u>このときに長崎県建設工事入札参加資格付要綱に基づき、長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で土木部監理課で確認した「従業</u>

変更後（令和6年度版）	変更前（令和5年度版）
<p>6) 第2回申請期間後に申請を希望する方は、随時申請で全ての事前申請対象項目の申請を受付けますので、5月以降、各月1日～15日まで（当日消印有効）に申請書を提出してください。 また、第1回申請及び第2回申請の審査結果について、登録内容の修正・変更がある場合には変更申請を行うことができます。</p> <p>9. その他 申請期間及び申請方法の第2回申請と随時申請の申請期間を変更しました。(P.14)</p> <p>○申請期間及び申請方法</p> <p>1) 第1回申請 省略</p> <p>2) 第2回申請 申請期間：毎年4月1日～4月15日（当日消印有効） 提出物： 省略 注意事項： 省略</p> <p>3) 随時申請の場合 申請期間：毎年4月1日～4月15日（当日消印有効） 以降毎月1日～15日締切（当日消印有効） 提出物： 省略 注意事項： 省略</p>	<p><u>員数」も併せて通知します。</u></p> <p>4. 第2回申請期間後に申請を希望する方は、随時申請で全ての事前申請対象項目の申請を受付けますので、5月以降、各月1日～10日まで（当日消印有効）に申請書を提出してください。 また、第1回申請及び第2回申請の審査結果について、登録内容の修正・変更がある場合には変更申請を行うことができます。</p> <p>○申請期間及び申請方法</p> <p><u>【第1回申請】</u> 省略</p> <p><u>【第2回申請】</u> 申請期間：当概年度の毎年4月1日～4月15日（当日消印有効） 提出物： 省略 注意事項： 省略</p> <p><u>【随時申請の場合】</u> 申請期間：毎年4月1日～4月10日（当日消印有効） 追加 提出物： 省略 注意事項： 省略</p>